

医本第 404号
高齡第 1852号
令和5年3月2日

社会福祉施設等を設置する法人の長 様
高齡者施設等の管理者 様

新潟県医療調整本部長
新潟県福祉保健部高齡福祉保健課長

高齡者施設等における面会の実施方法等について（通知）

日頃、本県の感染症対策行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、感染拡大時における施設での面会制限や職員の行動制限等、感染拡大防止に向けた対応についてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、直近の県内における新型コロナウイルスの感染状況については、減少傾向が続いており、懸念されていた季節性インフルエンザとの同時流行についても、現時点では回避することができているものと思われま

す。そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを5類へ移行することが政府により決定され、今後、入所者のご家族等から、施設等における対面による面会の希望が増えることが予想されます。

一方、新型コロナウイルスについては、通常のインフルエンザウイルスと比べても感染力が高く、高齡者における重症化リスクも依然として高い状況にあります。

このため、施設等における面会については、入所者の心身の状況やQOLの維持向上の観点から、その必要性を十分考慮しつつ、今後の地域での感染状況等を踏まえながら、下記のとおり、臨機応変にご対応いただくようお願いいたします。

記

- 現時点においては県内の感染者数が減少傾向であることから、対面による面会を再開する契機の1つであると考えております。
- 一方、引き続き感染リスクは残存することから、今後も短・中期的な視点で対面による面会実施の可否を判断する対応が求められます。
- これらを踏まえ、地域の発生状況や人流の増減など、施設内にウイルスが持ち込まれるリスクを考慮しつつ、厚生労働省発出の事務連絡を参考とし、メリハリを付けながら可能な限り対面による面会の実施をしていただくようお願いいたします。
※利用者・ご家族の希望により非接触型の面会（オンライン面会や窓越し面会）を実施することを否定するものではありません。
- なお、施設管理者を中心として「面会実施の考え方」を整理し、入所者・ご家族へ周知のうえ、ご理解を得ていただくことについても引き続きご対応いただくようお願いいたします。

<参考>

- 「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」（令和5年1月31日付け厚生労働省事務連絡）
- 県内の感染状況について：新潟県HP「新型コロナウイルス感染症について」
(URL) <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/>

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

担当：介護サービス係

電話：025-280-5193